

議案第 7 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成26年4月16日

沖縄県教育委員会

教育長が教育委員会訓令「家庭教育支援リーダー設置規程」の制定について別紙のとおり臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項により承認する。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第7号

教 育 庁

家庭教育支援リーダー設置規程

(設置)

第1条 家庭教育の改善充実を図るため、教育庁生涯学習振興課に家庭教育支援リーダー（以下「支援リーダー」という。）を設置する。

(身分)

第2条 支援リーダーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 支援リーダーは、教育庁生涯学習振興課長（以下「課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 家庭教育の啓発及び広報に関すること。
- (2) 家庭教育に関する研修会、指導者講座等の開催に関すること。
- (3) 家庭教育に関する相談、情報提供等の支援に関すること。
- (4) 家庭教育の調査・研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、家庭教育に関し、課長が必要と認め、指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 支援リーダーは、職務遂行に必要な知識、経験及び技術を有し、かつ、家庭教育支援、社会教育活動又はボランティア活動の経験を有する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 支援リーダーの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 支援リーダーの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 支援リーダーの1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は課長が別に定める。

2 支援リーダーの勤務場所及び勤務時間は、課長が別に定める。

(服務)

第7条 支援リーダーは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 支援リーダーは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 支援リーダーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 支援リーダーは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、支援リーダーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 支援リーダーとして不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、支援リーダーに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 訓令の概要説明

教育庁生涯学習振興課

### 1 件名

家庭教育支援リーダー設置規程

### 2 制定の経緯及び必要性

家庭教育力の改善充実を図る家庭教育力促進「やーなれー」事業を円滑に行うため、「家庭教育支援リーダー」を設置し、支援体制の強化を図る必要がある。

### 3 訓令の概要

- (1) 規程設置の趣旨について定める（第1条関係）
- (2) 支援リーダーの身分について定める（第2条関係）
- (3) 支援リーダーの職務について定める（第3条関係）
- (4) 支援リーダーの委嘱及び委嘱期間について定める（第4条関係）
- (5) 支援リーダーの報酬及び費用弁償について定める（第5条関係）
- (6) 支援リーダーの勤務条件について定める（第6条関係）
- (7) 支援リーダーの服務について定める（第7条関係）
- (8) 支援リーダーの解嘱について定める（第8条関係）
- (9) この訓令は平成26年4月1日から施行する（附則）

### 4 支援リーダーの業務

「家庭教育支援リーダー」は、家庭教育力の改善充実を図るため、生涯学習振興課に配置され、以下の業務を行う。

- (1) 家庭教育推進委員会の補助
- (2) 家庭教育支援アドバイザーの養成講座開催や指導助言
- (3) 家庭教育支援フォーラムの開催
- (4) 家庭教育に関する情報収集、調査研究
- (5) 家庭教育に関する啓発
- (6) その他、家庭教育に関する支援

### 5 平成26年度配置計画

生涯学習振興課に8名の支援リーダーを配置し、家庭教育支援を行う。

勤務時間：1日7時間45分、年間活動日数：176日（月16日×11月）

### 6 根拠法令

地方公務員法（第3条第3項第3号）